

答弁書第一二一号

内閣参質一七六第一一号

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田和幸君提出地方税法第四百八条に基づく尖閣諸島への上陸調査に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出地方税法第四百八条に基づく尖閣諸島への上陸調査に関する質問に対する
答弁書

一から三までについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八条の規定に基づく固定資産の实地調査としては、様々な調査方法があり得ることや、固定資産評価員又は固定資産評価補助員には、固定資産の所有者等の意思に反して強制的に立ち入る権限が与えられていないことから、石垣市長の指示を受けた固定資産評価員又は固定資産評価補助員が尖閣諸島へ上陸することを政府が認めないとしても、「法律の規定に基づく行為を、法律の規定に基づかない方針で覆すことになる」ものではない。

いずれにせよ、平成二十二年十月四日に石垣市長から要請のあつた尖閣諸島への上陸については、現在、政府部内において、対応を検討中である。

